

| No. | 御質問 | 回答 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ・収集運搬の基準には「高温にさらされないための措置」が記載されていないが、措置をする必要はないのか。 | ・法令上の基準にはなっていないため、当該措置をする義務はない。 ・ただし、水俣条約の趣旨なども踏まえ、水銀の飛散防止等のためにも、当該措置が望ましい。 |
| 2 | ・前半スライドP46で、ボタン電池については、「総体として水銀使用製品産業廃棄物として取り扱ってOK」とあるが、これは水銀使用製品産業廃棄物として取り扱わなくてもよいということか。 | ・そうではなく、水銀使用製品産業廃棄物として取り扱わなければならない。 ・混在しているものを分離などせずに総体として扱ってよいという趣旨である。 |
| 3 | ・水銀含有ばいじん等に該当する「燃え殻」を埋立処分する場合は、埋立判定基準の適合確認と、水銀回収義務の有無を確認するために、2回検査しなければならないのか。 | ・そのとおり。 ・埋立判定基準は水銀の溶出量の、水銀回収義務の有無は水銀の含有量の基準となっているため、それぞれ検査しなければならない。 |
| 4 | ・蛍光灯は従来の許可品目で運んでもよいのか。 | ・ガラスくず、金属くずの許可を受けていて、これまでも収集運搬していたのであれば、従来どおり収集運搬することができる。 |
| 5 | ・水銀含有ばいじん等について、紙マニフェストに記載する際、具体的にはどのように記載すればよいのか。 | ・備考欄にその旨を記載するなどして対応してもらいたい。 |
| 6 | ・ばい焼設備がある処分業者はどのように調べたらよいか。 | ・群馬県産業廃棄物情報HPの検索システムで検索できるようにする。ただし、時期は未定。 (平成30年3月23日補足) 平成29年10月に、水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いが可能な事業者を検索できるようにしました。ただし、検索される事業者は許可証の書換えが完了した事業者ですので御注意ください。(検索名簿は3か月ごとに更新予定です。) |
| 7 | ・廃水銀等に関する特定施設の中に病院が入っていない。仮に病院が廃水銀等と同様の廃棄物を排出しても特別管理産業廃棄物にはならないということか。 | ・お見込みのとおり。 |
| 8 | ・処分業者が回収した水銀は、処分業者が処理(又は処理委託)すればよいのか。 | ・お見込みのとおり。 ・回収した水銀は処理業者が二次排出者として処理委託することになる。 |